

○洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例

平成18年3月27日
条例第96号

(目的)

第1条 [この条例](#)は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより、家庭における医療費の負担を軽減するとともに、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20条例25・一部改正)

(用語の定義)

第2条 [この条例](#)において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義はそれぞれ[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児等」とは、満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児等の親権を行う者、後見人その他の者で現に乳幼児等を養育する者をいう。
- 2 [この条例](#)において「医療保険各法」とは、[次の各号](#)に掲げる法律をいう。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (5) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- 3 [この条例](#)において「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、同法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- 4 [この条例](#)において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- 5 [この条例](#)において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下[この条例](#)において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

(平18条例165・平20条例3・平20条例25・平27条例9・一部改正)

(受給資格者)

第3条 [この条例](#)に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ洞爺湖町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、[次の各号](#)に該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等

(平18条例165・平20条例25・平21条例12・平24条例8・平27条例9・一部改正)

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

2 町長は、[前項](#)の申請に基づき、[この条例](#)に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給者証を交付しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 町長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であつて、洞爺湖町の区域に住所を有する世帯(生活保護法による被保護世帯を除く。)に属する乳幼児等に係る医療費から受給者が負担すべき食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成額」という。)を保護者に対して助成する。

(平18条例165・平20条例25・一部改正、平27条例9・旧第6条繰上・一部改正)

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、町長が、その額を医療保険各法に規定する保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、受給資格者に支給することにより行うことができる。

(平27条例9・旧第7条繰上)

(届出の義務)

第7条 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(平27条例9・旧第8条繰上)

(助成金の返還)

第8条 町長は偽りその他不正な行為により[第5条](#)に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部、又は一部を返還させることができる。

(平27条例9・旧第9条繰上・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(平27条例9・旧第10条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の虻田町乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年虻田町条例第19号)又は洞爺村乳幼児医療費の助成に関する条例(平成6年洞爺村条例第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年9月20日条例第165号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第3号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月17日条例第25号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月9日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月6日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月9日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、施行日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

(洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第90号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略